

豊丘村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本村は、平成 28 年 3 月に耐震改修促進計画を改定し、平成 32 年度における住宅の目標耐震化率を 90%として、一層の耐震化の推進を図ることとした。

目標の達成に向けて、旧耐震基準で建築された住宅については、以下の取り組みを積極的に実施していくこととした。

- (1) 戸別訪問による啓発活動
- (2) 耐震診断・改修に関する相談体制の充実

上記の取り組みの実施について、下記のとおりアクションプログラムを策定する。

記

項 目	内 容
目 的	建築物の所有者に対して、耐震化に関する意識の啓発や情報提供を行うことで、住宅の耐震化をさらに促進する。
位置付け	耐震改修促進計画（第Ⅱ期）の別紙に位置付ける。
緊急耐震重点区域	村内全域
対象建築物	緊急耐震重点区域内に存するすべての住宅※（賃貸共同住宅を含む。） ※建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に新築工事に着手した建築物に限る。
計画期間	平成 28 年度から平成 32 年度までとする。 ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。
戸別訪問の実施	戸別訪問は以下のとおり行う。 【実施日】平成 29 年度豊丘村消防団春の予防査察日 【実施方法】 ①チラシを作成し、耐震化の必要性・補助制度を説明する ②不在の場合は、資料をポスティングする ③訪問結果を記録・整理する
相談体制の整備 連携	地域団体（豊丘村内に居住又は勤務先がある長野県木造住宅耐震診断士）と連携し、相談体制を整備する
実績の公表	毎年、村ホームページにて、次の項目を公表する。 ・耐震診断実績 ・耐震改修工事費補助の実績